

会 議 記 録

会議名称		第 10 回 杉 並 区 環 境 審 議 会	
日 時		平成14年12月4日(水) 10時00分～12時30分	
場 所		杉並区役所 第5、6会議室	
出席者	委員	丸田会長、山田副会長、赤沼副会長、横倉委員、くれまつ委員、花形委員、長津委員、本橋委員、岩橋委員、浅岡委員、高橋委員、秋田委員、山室委員、鈴木委員 (14名)	
	区 側	環境清掃部長、環境課長、環境清掃部副参事、都市計画課長、建築課長、公園緑地課長、清掃管理課長	
		みどりの係長、公害指導担当係長、環境都市推進担当係長	
傍聴者数		0名	
配布資料	事 前	第9回会議記録 (案)	資料—1
	当 日	平成14年度ダイオキシン類調査結果(大気・7月～9月分)、(河川・第1回) (土壌)について	資料—2
		平成14年度第2回杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書	資料—3
		「杉並区みどりの基金」の創設について(報告)	資料—4
		屋上・壁面緑化助成制度について(報告)	資料—5
		「環境博覧会すぎなみ2002」の開催結果について	資料—6
		環境配慮行動の拡充「すぎなみ環境カエルくらぶ」の設立と運営支援	資料—7
		平成14年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」の実施結果について	資料—8
		環境基本計画改定(素案)について	資料—9
		(仮称)高井戸N2プロジェクト新築工事	資料—10
		(宗)慈宏寺増築工事に係る緑化計画	資料—11
		杉並区高円寺中学校屋内運動場改築工事	資料—12
		久我山1丁目マンション新築工事に係る緑化計画	資料—13
会議次第	<p>1 第10回環境審議会</p> <p>(1) 第9回会議記録の確認</p> <p>(2) 一般報告事項</p> <p>① 平成14年度ダイオキシン類調査結果(大気・7～9月分)、(河川・第1回) (土壌)について</p> <p>② 平成14年度第2回杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書</p> <p>③ 「杉並区みどりの基金」の創設について(報告)</p> <p>④ 屋上・壁面緑化助成制度について(報告)</p> <p>⑤ 「環境博覧会すぎなみ2002」の開催結果について</p> <p>⑥ 環境配慮行動の拡充「すぎなみ環境カエルくらぶ」の設立と運営支援</p> <p>⑦ 平成14年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」の実施結果について</p> <p>⑧ 環境基本計画改定(素案)について</p>		

	<p>(3) 一定規模以上の開発等に関する報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (仮称) 高井戸N2プロジェクト新築工事 ② (宗) 慈宏寺増築工事に係る緑化計画 ③ 杉並区高円寺中学校屋内運動場改築工事 ④ 久我山1丁目マンション新築工事に係る緑化計画 <p>(4) 次回日程</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 主要な発言 および 会議の内容 </p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第9回会議録の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認 2 平成14年度ダイオキシン類調査結果(大気・7～9月分)、(河川・第1回)(土壌)について <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告をうけた。 3 平成14年度第2回杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告をうけた。 4 「杉並区みどりの基金」の創設について <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告をうけた。 5 屋上・壁面緑化助成制度について <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積算定について検討を。 6 「環境博覧会すぎなみ2002」の開催結果について <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用の内訳について説明。 ・ 他都市との交流の方法について検討を。 7 環境配慮行動の拡充「すぎなみ環境カエルくらぶ」の設立と運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ さらに意見があれば次回審議会を出していただく。 8 平成14年度「杉並・わがまちクリーン大作戦」の実施結果について <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告をうけた。 9 環境基本計画改定(素案)について <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告(区民意見一覧)をうけた。 10 一定規模以上の開発等に関する報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告をうけた。 11 次回日程 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1月24日(金) 10時00分から

第10回環境審議会発言要旨 平成14年12月4日(水)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>定刻になりましたので、第10回杉並区環境審議会の開会をお願いいたします。本日はこの時点で13名の委員のご出席をいただいておりますので、第10回杉並区環境審議会は有効に成立しております。ご報告申し上げます。</p> <p>なお、浅岡委員が少し遅れてお見えになることのご連絡をいただいております。</p> <p>冒頭に1つご報告をします。これまで今年度の環境基本計画のご審議の中でも、かなり清掃事業に関する論議がありました。今回の審議会から私ども環境清掃部の管理職ですが、本橋清掃管理課長にこの審議会に出席をしてもらうことにしましたので、ご紹介申し上げます。</p>
清掃管理課長	<p>どうぞ、よろしく申し上げます。</p>
環境課長	<p>それでは、開会をお願いします。</p>
会長	<p>お忙しいところ、朝早くから出席いただきましてありがとうございます。第10回杉並区環境審議会を始めます。会議録については皆様方に事前にお送りしていますが、その他の議事については今日、机上に資料等を配付させていただいて、おわかりにくい点があるかもしれませんが後ほど事務局からご説明を承って、質問ご意見等を活発にいただければと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>では、第9回会議記録の確認ということで資料-1で、何かありましたらお申し出願いたいと思います。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(了承)</p>
会長	<p>特にご意見がないようなので、(案)を取らせていただいて確認したことを記録といたします。ありがとうございました。</p> <p>3の議事に入らせていただきます。担当の課長ごとにご説明をお願いして、ご質問ご意見はそれぞれの項目について順次承りたいと思います。最初に環境課長から議事の(1)「平成14年度ダイオキシン類調査結果について」、(2)「平成14年度第2回杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告について」、(3)「杉並中継所健康被害に対する東京都の損害賠償について」の計3つの項目について、よろしく申し上げます。</p>
環境課長	<p>それでは、私から3件ご報告を申し上げます。その前に大変恐縮ですが、資料のご訂正をいただきたく存じます。今日、席上に配付の「第10回杉並区環境審議会次第」がありますが、3の議事の(7)が2つあります。「わがまちクリーン大作戦の実施結果について」を(8)にさせていただいて、順次お繰り下げていただいて「環境基本計画改定素案について」を(9)、「一定規模以上の開発等に関する報告について」を(10)にご訂正いただきたく存じます。</p> <p>それでは、(1)「平成14年度ダイオキシン類調査結果」、本日ご報告するのは大気の7月から9月分、河川・第1回、土壌についてです。今年度のダイオキシン類調査については、大気は7日間の連続測定を毎月、年12回行います。昨年までは24時間測定でしたので、一応継続性を見るということで、これについても4回の調査を予定しています。河川の水質、一部は底質ですが2回、土壌1回を実施します。本日ご報告分は先ほど申し上げたとおりです。調査日については1の調査日にありますが、大気については</p>

7月、8月、9月それぞれ記載の期間あるいは日にちに行っています。河川は8月29日、土壌は8月27日及び28日に行っています。資料の採取方法、分析方法については、環境省が定める方法に基づいています。

調査結果ですが、大気については各地点ごとの年平均値と環境基準を比較することになっていますが、7月から9月の調査結果はこの頁の真ん中から下の表1にあります。ここでは4月からの通しで記載させていただいていますが、全体的に昨年よりも低い値で推移しています。ここまでの平均値は井草森公園が0.10pg-TEQ/m³、大宮前体育館が0.093pg-TEQ/m³、郷土博物館が0.11pg-TEQ/m³で、昨年の推移よりもかなり低めに推移しています。24時間測定は、7日間の連続よりも若干高めめの値で出ている傾向がありますが、平均値は平成13年度の平均値よりも、いまのところ低い値で推移している状況です。

河川は、右側の頁の上に「河川の第1回ダイオキシン類調査結果」が記載されています。これをご覧になりますと、表のいちばん下の佃橋、これは玉川上水放流口、神田川に合流する前の地点ですので玉川上水の水になりますが、水質で1.8pg-TEQ/lという値が出ています。河川は2回行いますので、年平均値は2回の平均値になりますが、この値と環境基準を比べますとスポット的に環境基準を超えている状況になっています。ほかの地点では特段問題のない値ですが、この佃橋については昨年の調査から環境基準を超えた状態になっていて、東京都と今年度初めに一応協議をして、合同の調査をしている途中です。まだ結果は出ていないわけですが、そういう状態が続いていることでいま調査中ということをご了解いただければと存じます。

なお、この玉川上水の最も上流は、玉川の上流の下水道局の施設から放流されているわけですが、その地点では環境基準を十分に下回っている値になっていて、流域のどこかでこういう濃度が現出するような状況があるのかなと現在のところでは考えています。河川調査地点については、ご覧いただくように地図に落としてありますので、ご参考にしていただければと存じます。玉川上水の放流口は高井戸駅の近くにスポットで落としてありますが、この地点になります。

土壌は、最後の頁をご覧いただきたいと存じます。土壌中のダイオキシン類の濃度についてはご覧いただきますように、最も低いもので高井戸中学校の0.035pg-TEQ/g、最も高いもので大宮前保育園の2.9pg-TEQ/gで、環境基準が1,000pgですので十分に下回っている状況です。ダイオキシン類の調査結果については以上です。

「平成14年度第2回杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書」をご覧いただきたいと存じます。資料-3-1です。1頁は、ご案内のように平成12年に杉並中継所が移管をされまして、その後平成12年度の環境点検調査、環境モニタリング調査、平成13年度には環境モニタリング調査を4回実施ということで、継続して環境モニタリングを行っています。今年度も4回行う予定ですが、本日ご報告する分は、第2回の8月と一部は9月に行った調査の結果です。調査項目などについては例のとおりと申しますか、毎回同じ項目で調査しています。

2頁です。調査結果については第1回の調査結果のご報告のときにもご案内したかと存じますが、昨年まで化学物質の大部分については濃度表示、ppbの単位で記載させ

ていただいていたが、今年度からはすべて重量濃度の表示となっています。単位は $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、こちらのほうが一般的であるということで、こちらのほうに変えさせていただきます。

最初に排気・大気関係ですが、中継所から出てくる排気塔、換気塔から出てくるものを調べました。今回の調査ではベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエタン、アセトニトリルが第1回と比べますと比較的に高い濃度となっています。特に今回はジクロロメタンは周辺4地点での濃度も高い状況で、3頁をご覧くださいますと表の上から2番目にジクロロメタンとありますが、ジクロロメタンの欄の中が3段に分かれていて、いちばん上が今回の調査結果、中段が今年度第1回の調査結果、最も下の段が平成13年度の4回行った調査の範囲を示しています。平成13年度の濃度は最高値が $480\mu\text{g}/\text{m}^3$ という値でしたが、第1回で $490\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、今回は $840\mu\text{g}/\text{m}^3$ という値が出ていて、これはちょっと飛び抜けた値ですので、9月4日に追跡調査をしています。調査の結果については値が大きく下がりまして、高濃度の状況は9月4日の時点では確認できなかったとなっています。ですから、この調査に関する限りは8月のときが特別に高かった状況です。ジクロロメタンは全体的には用途としては溶剤などに使われているので、付近の作業場やそういう所で特に一時的に多くの量を使用したような実績はないかということで周辺も一応調査をしましたが、そのときには特段のことは見付かりませんでした。確とした原因は不明ですが、そういう状況がありました。

4頁は、杉並中継所を中心にして、200mの円内に4カ所の周辺地点をいつも採っているわけですが、ここの調査結果でもジクロロメタンが東西南北のすべての地点で高い濃度となっていました。特に周辺南で環境基準値を超えている状況がありましたが、先ほど申し上げたように9月には非常に低い値に戻っているの、年平均値として環境基準を超えるかどうかは今後の問題ですが、今回だけですぐに問題になるものではありません。ただ、高い状況にあったということです。その状況は4頁の下の表、いちばん上がベンゼンで2番目がジクロロメタンとなっていますが、見ていただけますように周辺東で140、周辺西で70、周辺南で220、周辺北で77という状況です。いちばん右の欄に「環境基準150」とありますので、周辺南では環境基準を上回ったと。今回、対象地点ということで杉並第十小学校と高井戸第二小学校で調査を行っていますが、ご覧のように杉十小で1.8、高二小で0.9と非常に低い値になっていますので、今回は特別に高い値であったと言えるかと思います。ほかの物質についてはこの表にあるように、かなり離れた杉十小や高二小と比べても、ベンゼンなんかで見ていただくと、ジクロロメタンは特別に高い結果になっています。

5頁は第1回も行いましたが、今回は200mの地点だけではなくて50mの近接地点でも調査をしています。今回は、距離による濃度が200mの地点とどの程度違うかですが、大きな違いはなかったということです。その様子は表1-3「周辺・近接地点の濃度比較」に出ています。

排気・大気関係のダイオキシンのほうですが、5頁の下の表2になります。結論から申しますと環境基準を十分に下回っていて、また第1回の調査よりもさらに低い値であったということです。先ほど最初にご報告申し上げたダイオキシン類の調査との比較で

も、ほぼ同じ程度の値が出ているので、値の信憑性についてはそちらのほうからも確認できるかと存じます。

6頁は先ほど申し上げました8月の調査で、ちょっと飛び抜けた値だったジクロロメタン等について追跡調査を行った結果です。追跡調査では、原因と思われる状況は先ほど申し上げたように確認できませんでした。表3の2段目のジクロロメタンをご覧いただきたいと存じますが、8月では排気塔を見ていただくと今回の本調査で840という値だったものが、追跡調査では82値になっています。換気塔の欄を見ていただくと本調査では310であった値が、8.3に下がっている。周辺においても大体 $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 前後の値になっていて、低い状態に戻っている状況でした。

7頁の排水関係ですが、若干・床排水槽と排水処理後の時点で、硫化水素が第1回に比べると少し高い値でした。ただ、最終的に下水道に放流される地下汚水層の段階では、すべての項目が下水排除基準の基準値内に収まっている状況でした。その様子は表4に記載のとおりです。

8頁は、いま申し上げたことをまとめて記載しています。9頁以降は資料編で、特徴的などころを本文でご報告申し上げましたが、すべての物質について測定値が記載されています。

先ほど、ジクロロメタンが中継所の南の地点で高かったと申し上げましたが、当日の気象は南風ですので、これはあくまでご参考までですが北から吹いてくれば南の地点が高いのは、中継所から高い濃度で出ているのでわかるのですが、このところは南が高かった結果になっています。以下資料については毎回のとおりですので、ご覧いただきたいと存じます。杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果については以上です。

(3)「杉並中継所健康被害に対する東京都の損害賠償について」ご報告を申し上げます。資料-3-2です。杉並中継所周辺での健康被害の問題については、ご承知のとおり本年6月26日に国の公害等調整委員会から原因裁定がなされて、平成8年4月に中継所が稼働したわけですが、その時点から8月ごろまでの健康被害については原因物質を特定されないままですが、因果関係、健康被害が認定されたということです。これに基づいて東京都で検討組織をつくって、どういう損害賠償をするかで検討してまいりましたが、先頃11月に損害賠償の枠組がまとまりまして、11月26日に東京都から公表がなされました。今日資料-3-2としてご覧いただいているのが、その東京都の資料です。

2頁です。この中にA4の半分の紙が入っています。今回、区としてできるだけ早くこの地域の方々にこの損害賠償の内容をお知らせしたいということで、11月26日に東京都から公表された翌日の11月27日の午前中に、このようなA4の半裁の紙をご案内にさせていただいて、この地域にこの資料を全部全戸配付資料にしました。そのほか、12月1日と11日号の広報すぎなみでお知らせをすると共に、区内の区民事務所、保健センター等々にこの資料を置いています。この黄色い資料の表紙の裏の2頁をご覧いただきますと、損害賠償の審査の対象となる方ですが、対象者は3つの類型があります。1つ目は原因裁定において因果関係が認められた申請人。これは申請人18名の方々のうち14名です。2つ目は平成11年末までに区へ健康不調を訴え、原因裁定において指摘された方のうち複雑なのですが、下にあるアの①とイ、またはアの②とイに該当する方。この

	<p>方々は37名いらっしゃいます。3つ目は、これまで公調委の原因裁定では特に遡上に上らなかったという失礼な言い方ですが、特に指摘のなかった方々、論議のなかった方々でも一定の指定期間内に、指定地域内に在住勤務なさっていて、発症したことが確認できる方については審査の対象とするということです。審査の対象ですので、厳密に言うところの中から東京都の審査によって認定されない方が出るか出ないか、それは審査の結果によるわけですが、この方々を対象とするということです。</p> <p>3番の損害賠償額については、基本的に自賠責の査定に準拠して行うということです。損害賠償の請求方法については、実質年内、12月27日までに東京都に対して、まずはお問合せをくださいという内容になっています。最終的に申請書類の受付期間は、明年の2月末までという形になっています。今回3頁にあるように、審査の対象となる方々を決めるのに指定の期間と地域、症状というものが特定されています。ちょっとご覧になりにくいかもしれませんが、指定地域の図は中継所を中心として、ほぼ同心円上の形になっている。一部道路で区切られているところがありますが、真ん中あたりにそういう太枠で限られた区域です。全戸配付はもう少し広い地域にしています。</p> <p>4頁に、損害賠償請求の際に必要な申請書類が書かれています。基本的には東京都の損害賠償ですので、東京都の環境局が窓口になります。何かありましたら、杉並区では私ども環境課と保健所の保健予防課が窓口になることにしています。東京都の損害賠償については以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>最初の「平成14年度ダイオキシン類調査結果について」、資料-2についてご質問ご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。まだ東京都と協議中の点もありまして、結果の考察あるいは今後の対策というのは今後に委ねる点もあるわけですが、よろしいですか。</p>
会長	(了承)
会長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>2番目の「平成14年度第2回杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告について」、資料-3-1についてご質問ご意見をお願いします。</p>
L委員	<p>ジクロロメタンが溶剤に使われるということですが、近くの作業場などでは特にその日に使ったことはない。中継所からもし出てくるとすれば、どういうゴミから出てくる可能性があるのですか。</p>
環境課長	<p>実は近くに自動車整備工場などがありまして、そういうところは考えられないわけではないのですが、追跡調査のときにそういうところからも事情を聞きましたが、特段変わったことはなかった。中継所から出てくるのは、これは全く推測になってしまうのですが、そういう溶剤を含ませた拭き取ったものが含まれているようなケースとか、あるいは容器の中にそういうものが残っていたことぐらいが推測されることなのです。ですから、ほかの物質の場合でもそうですが、これまで続けてきた環境モニタリング調査の中で、特定回で、ある特定の物質が高い状況がこれまでもありましたが、たまたまゴミの中にそういうものが含まれていたと推測せざるを得ないものもあります。今回も推測するとすれば、1つはそういうことが考えられるということになると思います。</p>

M委員	あそこの中継所に実際に勤務している都の職員、あるいは我々が入っているわけで、そういう部分でもっと近場にいる人間はかなり多くいると思います。その辺のところでは発病したとかということは聞いていないのですが、その辺はいかがでしょうか。
環境課長	健康に対する影響ということでしょうか。
M委員	そうです。
環境課長	厳密に言いますと化学物質の影響は、非常に高い状態がもし年間を通じてとなれば、やはり影響というのも考えざるを得ないと思うのですが、先ほど見ていただいたように9月の調査では非常に低い値に下がっているということですので、特定回にそういう値があったからといって直ちにそのことで健康に被害が及ぶことではないと思います。
M委員	そうではなくて、過去のこれの当たる期間の中での話で、この1年ではなくて。
環境課長	これまで中継所の職員からは、職員の健康調査もありましたが、特に異常な点はなかったということです。
会長	ほかにはありますか。ないようでしたら、次に進ませていただきます。 「杉並中継所健康被害に対する東京都の損害賠償について」、資料-3-2です。ご質問ご意見をお願いします。
A委員	3頁の図なのですが、グルリと同心円になっていないで図の下の部分が道路界になっているのは、何か訳をご存じですか。どうしてこうなのだろうと、フッと単純にそう思ったのですが、
環境課長	基本的には、原因裁定の論議あるいは原因裁定の内容そのものからこういう指定地域が出てきたと思うのですが、基本的には中継所を中心に300mの円を描いているのですが、おそらく申請人の方々の居住の状況や健康不調を訴えて、原因裁定の中で指摘された方々。これは原因裁定の中で指摘されたという第二類型の方々については、原因裁定の中ではお名前は特定されていません。ただ、そういうことも一応勘案しながら、多分この道路境界で区切ったことになったのかなと思います。
N委員	前に戻って申し訳ないのですが、(1)のダイオキシンの結果発表の件なのですが、実は善福寺公園はいま地下水を使っていますね。ここの河川の調査をいただいているのですが、善福寺側に出る所は昔は仙川から落としていましたよね。いま現在は仙川から直接落ちてくるのは川なのです。公園は一切行かない。私はボートを経営しているので、あそこの水をなんとか満タンにしたいということで、仙川の水を公園のほうへ入れようと思ったのです。そうしましたら非常に水の質が悪いということで、あそこは杉並区の浄水場にもなっていますのでその水は使えない。川のほうに直に落としますということで落としてもらっています。何がそこに問題点があるのかが気になるのですが、そういうところを1回だけでも調査を願うことはできないものでしょうか。
環境課長	玉川上水のところで、実はスポット的に環境基準を超えるのは都内のほかの場所でもないことはありません。ただ、今回玉川上水の放流口については、昨年から測る度に環境基準を超えている状況が続いていまして、なんとか原因究明をしたいと。ダイオキシンについてここまで詳細に調査している自治体は珍しくて、昭島からずっと流れてくるわけですが、流域の自治体で玉川上水の水質のダイオキシン類調査をやっているところが、ほかにはないのです。今回東京都の調査ということで、それぞれ主要な地点の底質

A委員	<p>泥を調べて結果が出ると思いますが、その結果もちょっと見てみないとこれが原因だということはいまのところはわかりません。ご指摘のあった仙川も、東京都とのいまの調査の中でもちょっと話題にしてみたいと思います。</p> <p>いまの件なのですが、玉川上水と関係したことがありまして、正確ではないのであとできれば事務局の方に、東京都に聞いてフォローしていただきたいと思うのですが、仙川上水も玉川上水からいまは分岐して流しているのです。そうすると下水の処理水の二次浄化、三次浄化したものを出してきている。それは有害物質を含んでいるというよりも、栄養塩類、窒素・リン酸・カリといった植物プランクトンが発生しやすいものはどうしても除去できないです。それを善福寺の池みたいな所に入れますと、例えば天気の良い日が続くと藻が大発生するという状況ですから、多分それは池に入れられないと思う。そういう水は流している分はいいのですが、溜めておくことはできないということで、それは池に入れられないということだろうと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。資料-3-2はよろしいですか。こういったことで、継続して東京都に今後とも誠意ある手続をお願いしたいということになります。よろしいですか。</p>
	(了承)
会長	<p>ありがとうございました。</p>
公園緑地課長	<p>それでは議事の(4)と(5)に進みます。「杉並区みどりの基金の創設について」「屋上・壁面緑化助成制度について」をお願いします。</p>
	<p>「杉並区みどりの基金の創設について」、資料-4をご覧くださいと思います。第7回の環境審議会の中で、みどりの基金検討会報告書についてご説明させていただきましたが、その後条例案を9月の第3回定例区議会に提出させていただいて、ご承認をいただいたということで、10月1日からこの基金が立ち上がったということです。</p> <p>条例設置の目的は、「区民、事業者及び杉並区の協働のもとに、緑化活動を行う人材の育成をはじめとするみどりの保全及び緑化の推進を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、杉並区みどりの基金を設置する」ということです。条例の施行年月日は今年の10月1日です。基金で行う事業は、杉並区みどりの基金検討会報告書をベースにしながら、人づくりを中心に事業を計画し、進めていく。具体的には、専門講座、樹名板の作成・取付費、みどりのボランティア活動に対する助成を行う予定です。なお、これらの事業は、要綱等の整備後に実施するというので、来年度から予定をしています。</p> <p>基金の運用に関する審議ですが、基金の透明性や公平性をはかるため、運用に関しては審議会の審議により行う。なお、審議会については、本審議会においてお願いしたいと考えています。</p> <p>普及啓発は、広報やチラシ等による普及啓発のほか、各種イベント等において積極的にPRを行うということで、先般の環境博覧会においても、この基金の寄付をお願いしてまいりました。</p> <p>現在までの寄付金合計額は、今月15日現在はこの金額ですが、その後若干また増えて現在は116万8,275円です。いくつかのイベントがありまして、その中で基金友の会でお金を集めていただいたり、公園でチャリティーを行った中で寄付をいただいたりとい</p>

うことで若干増えています。参考資料として「杉並区みどりの基金条例」「みどりの基金のお知らせ」を添付していますので、後ほどご覧いただければと存じます。

資料-5です。「屋上・壁面緑化助成制度について」のご報告をさせていただきます。これについても前回の当審議会において、この制度を立ち上げるのだというご報告をさせていただきましたが、10月1日より本格的に制度が立ち上がることができました。それについてご報告をさせていただきます。

目的は、「ヒートアイランド現象や都市型水害など都市環境の悪化が進んでおり、これらを緩和し潤いのある空間の創出するため、建築物の屋上や壁面の緑化を推進する「屋上・壁面緑化助成制度」を創設する」ということです。助成の内容です。(1) 屋上緑化の定義ですが、建築物の屋上やベランダの全部又は一部に緑化区画を設けて樹木等を植栽したもの。屋上とは、建築物の陸屋根部分で人の出入りおよび利用可能な部分を指すが、ここでは傾斜屋根も含んで考えています。一般の住宅の傾斜の屋根でも緑化が可能な技術が開発されているので、それも含まれますということです。緑化区画とは植栽の基盤で、植え込み地のことを指します。

(2) 壁面緑化の定義です。建築物の壁面に原則として補助機具等(ネットなど)を設置し、つる性植物を這わせたもの、または樹木を壁に這わせて仕立てたもの。補助機具等を使用した場合はその面積を、補助機具等を使用しない場合は、壁面脇の緑地帯または植栽柵の延長につる性植物等の高さを乗じた面積を対象にしています。

助成対象者は、杉並区内で屋上緑化、壁面緑化を整備する建築物の所有者または管理者です。ただし次のものを対象から除きます。国、地方公共団体その他これに準ずる団体。それから他の制度で助成を受ける者。助成を受けてから5年未満のもの。開発行為に伴う緑地の設置義務や緑化指導など、法令などによって緑化関連施設の設置を求められる行為を行う者です。

助成要件ですが、次の要件を満たす場合に助成対象とする。新たに屋上緑化や壁面緑化を行う者であること。ただし、屋上緑化の全面的な改修を行う場合も対象にしますということです。屋上緑化を施す建築物が、建築基準法その他の法令等に適合するもので、屋上緑化が可能なことが確認されていること。これは構造上の問題など、あとで緑化をしたことによって問題が出てきてはいけないということです。緑化区画又は壁面緑化部分のそれぞれの面積が3平方メートル以上であること。これはある一定の面積を設けないと、プランター等で簡単に作って助成だけを受けて、そのあとそれを取り外してしまうことを予測して、こういう対象にしています。法令、条例、要綱等により屋上緑化の義務付けがある場合、その面積を超えた部分であること。例えば東京都が屋上緑化助成を行って20%となっていますが、それを超えたものについては助成対象にしましょう。義務付けられているものはあえて対象にしないということです。

助成の金額ですが、屋上緑化についてはここに対象工事を示していますが、屋上緑化のための諸費とご理解いただければよろしいかと思います。算出の単位は、緑化区画の面積。助成の基準単価は2万円/m²。限度額は屋上と壁面を合わせて100万円ということです。壁面についても同様で、対象工事についてはここに示したとおりです。算出の単位は壁面緑化部分の面積で、助成の単価は5,000円/m²ということで、先ほど申しま

	<p>したように屋上と壁面を合わせて 100 万円を限度額にしています。ちなみにこの助成額は、23 区の中でもトップクラスの金額です。この施行は 10 月 1 日から行うということです。</p> <p>あと、お手元の資料には要綱、ご案内のリーフレットが付いていますので、ご参考にいただければと思います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>では、最初に資料-4「杉並区みどりの基金の創設について報告」について、ご質問ご意見がありましたらお願いします。もう既に活動に入られてらっしゃるわけですが、特にいま、力を入れておられる点はありますか。</p>
<p>公園緑地課長</p>	<p>先ほどご説明しましたように、今年はずみどりの基金を集めるということで、実際にこの基金の運用については来年度からです。片方で、みどりのボランティアの活動がここへ来て活発に行われていますので、そういう活動に何らかの形で、基金のほうから助成ができないか。それから寄付についても、公園でのチャリティーからも寄付を少しずついただけるようになってきましたので、少しずつこの基金を増やしていきたいと考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>いろいろなところに書かれていますが、名前をまず広めるのも任務だと思いますので、よろしくお願いします。また審議会の委員の方も、よろしくお願いします。</p>
<p>E 委員</p>	<p>では、「屋上・壁面緑化助成制度について」で資料-5 です。何かありましたらお願いします。</p>
	<p>私はこの環境審議会でこの席に座って以来、この辺についてはいろいろお話をさせていただいて早速にこういう制度ができて、大変遅く思います。1つお伺いしたいのですが、いずれにしても緑をとにかくこれから増やしていこうという発想ということで、現在のところ緑の条例もしくは開発行為に関しての面積算定に関しては、直接的な連動はないわけですよね。あくまでも助成ということであるならばそういうことなのですが、実質的に屋上緑化を仮に考えたとして、特に傾斜屋根。ビルなどでは東京都で明らかに条例として出されているので、それほど資金的な問題は心配ないだろうと思うのですが、一般の住宅等でそこまでの資金を持たないで、傾斜屋根等の緑化を図っていく、屋上緑化を図っていくとなると、どうしても 100 万円以上の金額が必要になってくる。かつ緑の条例と面積的な連動がないとすると、あくまでもプラスアルファ、気持の問題という形になりますね。そうすると特に資金の援助がこれだけあれば相当に助かると思うのですが、さらにこれを 1 歩進めて、いわゆる面積の算定にまで加えていく形の考え方を進めていくと、より増えていくのだろうと思うのです。今回のこの点に対しては、大変いいことで大賛成です。今後の方向として、是非その辺を進めていただければと思います。</p>
<p>L 委員</p>	<p>ただ知識が足りなくてお聞きしたいのですが、都の条例による義務付けというのはビルなどの面積あたり、どのくらいを緑化せよという形なのでしょうか。</p>
<p>公園緑地課長</p>	<p>東京都が条例の中で示しているのは、1,000m²以上の敷地の建物の屋上で、利用可能な面積のうちの 20%を緑化しなさいという義務付けなのです。ただし、公共施設については敷地面積 250m²以上ということでこちらは厳しくなっているのですが、そういう義務付けですから 1,000m²以上の敷地となると、なかなか数的にはそう多くない。先ほど</p>

	<p>お話がありました。区としていまの基準で屋上緑化については義務付けはしていませんが、今後みどりの条例をそろそろ見直しをしていかななくてはいけないと思っていますので、その辺も視野に入れて杉並区として、どうすればいいのかという議論をしていきたいと思っています。いまの基準でいくと、杉並の中で1,000m²を超えて建物を建てて屋上緑化というのは、なかなかいまのところは数が少ないところですので、もう少し面積を狭めて義務付けをしていくようなことも今後考えていかなければいけないのかなと思っています。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにありますか。今日は建築関係の方もいらっしゃるのでも教えてもらいたいのですが、例えば小学校などの屋上を緑化するというので、堀之内小などは立派なものできましたよね。いろいろ話を聞くと、学校によってここはできるけれども、ここは駄目だと。建築構造的に無理だと最初からわかっていることがあるということ、ある時にお聞きしているのです。それが一般的な建物についてもみんな同じであって、その辺の条件というか、屋上緑化が可能だというものと、そうではなくて最初から除外されているものをわかりやすく説明していただけますか。もしおわかりならば。</p>
<p>建築課長</p>	<p>一般的に屋上にものを植えるとなると、土壌に代わるような物質の厚みと植栽を載せる荷重の両方を計算しなければなりません。通常建物というのは予め積載荷重、用途にもよりますが事務所や共同住宅は大体標準的にはこのぐらいという、一定程度の荷重を見込んで柱や梁の断面を決めて、それで仮定の上でものをつくっていくわけですが、当初より想定していない荷重を上に乗せる、構造計算で安全が確かめられた以上のものになると基本的にはできないということになります。特に昭和56年以前の新耐震基準以前の建物、いわゆる阪神淡路大震災でも非常に多く問題になりましたが、旧基準で建てられた建物については中間階が潰れたり、非常に大きな被害を受けています。そういう意味では、昭和56年以前に建てられた校舎ですと、問題がある場合もあります。ましてやその上に荷重を載せるとなると計算外のことで、昭和56年以後に建てられた建物についても構造計算で安全が確かめられなければ、基本的には荷重を増やすことはできません。ですから、計算して安全が確かめられたものについては、載せられる範囲の中でできることになっています。あと、基本的にはもう1つ、堅樋とか、そういう所がものが詰まるということもありますので、加重の問題と技術的に、構造的にできるかどうかと、そういうものを合わせながらその材料を、また載せるもの等についての選択がいろいろ出てくるのではないかと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。ほかにございますか。よろしいですか。</p> <p>それでは次に進ませていただきます。6番目は、「環境博覧会すぎなみ2002の開催結果について」。7番目は、「すぎなみ環境カエルくらぶについて」。資料-6と7についてのご説明でございます。よろしくお願ひします。</p>
<p>環境清掃部 副参事</p>	<p>それでは私から、まず、環境博覧会すぎなみ2002の開催結果について、ご報告いたします。</p> <p>お手元の資料-6をご覧いただきたいと存じます。「環境博覧会すぎなみ2002」は、昨年開催された「環境博覧会すぎなみ2001」の成果を踏まえて、区民、事業者、行政が日ごろの環境への取り組みや活動の成果を発表するとともに、国内外の環境先進都市との交</p>

流を通して学び、考え、ライフスタイルを見直す契機、環境配慮行動実践の契機とするために開催したものです。

開催日は平成14年10月19日（土）、20日（日）の2日間。開催時間は、両日とも午前10時から午後4時まででした。会場は昨年と同様の区立高井戸地域区民センター建物及び同センター前広場です。

次に共催事業ですが、10月20日に会場に隣接する杉並清掃工場で開催されました「すぎなみ環境フェア2002」と、同じく隣接するリサイクルひろば高井戸で、10月18日から20日までの3日間開催されました「第8回リサイクル・アイデア作品展」の2事業でした。

次に後援ですが、環境博覧会すぎなみ2002には東京都の後援を得ております。

次に、この度の環境博覧会への来場者数ですが、19日と20日を合わせて、昨年より約4,500人多い1万6,119人でした。内訳は、10月19日（土）が8,909人、午後から一時小雨が降りました10月20日（日）が7,210人でした。

本年は特に環境博覧会を国内外の都市との交流を通して、先進的な環境施策やライフスタイルを学ぶとともに、環境問題の対応を国内外の自治体レベルに広げ、連携していく場とするためにオランダのアムステルフェーン市、ドイツのカールスルーエ市、東京都日野市、秋田県二ツ井町にご参加いただき、区長を加え「国際環境フォーラム」を開催しております。「1人ひとりが主役の環境先進都市を目指して」をテーマに、「環境問題の解決に向けた住民、事業者、行政のパートナーシップ」をサブテーマとして、10月19日に開催しました「フォーラムパートⅠ」には226人。「ごみの減量とリサイクル」にテーマを絞り開催しました翌日20日の「パートⅡ」には91人、合計317人のご来場がありました。

また、共催しました2事業への来場者数ですが、杉並清掃工場の「すぎなみ環境フェア2002」へは、概数ですが3,500人、リサイクルひろば高井戸の「第8回リサイクル・アイデア作品展」へは1,812人の来場がありました。両事業とも昨年以上の来場者数を記録しております。

最後に出展・協力団体の数ですが、実行委員会、参加団体及び国内外の参加都市を含めて、昨年の77団体を上回る120団体です。以上、環境博覧会すぎなみ2002の開催結果について、ご報告いたしました。

引き続き「すぎなみ環境カエルくらぶ」について、ご報告いたします。お手元の資料-7をご覧くださいと存じます。

すぎなみ環境カエルくらぶは、環境配慮行動を拡充・定着させるために、個人個人に環境配慮行動の実践を働きかけることを目指して、区民が設立運営する環境配慮行動の推進組織です。杉並区を環境負荷の少ない、持続的発展が可能な都市とするためには、そこに暮らす区民1人ひとりが、環境問題を自らの問題と捉え、率先して環境配慮行動に取り組む以外に道はありません。しかし残念ながら自分の行動が環境に負荷を与えているという自覚があっても、直ちに行動に結び付かないのが現実です。

これまでも区は、さまざまな環境配慮行動の実践を呼びかけてまいりましたが、省エネのための環境家計簿の普及や、環境美化のための「たばこのポイ捨て禁止」などをと

っても、取組みはなかなか広がらず、環境配慮行動の地域への定着というには、ほど遠い現状があります。

杉並区は環境配慮行動推進委員の認証・顕彰制度、いわゆる「エコ・スタッフ制度」による環境配慮行動の定着・拡充を計画、検討してまいりました。しかし、同じような行政指導の制度を導入している他自治体の実例を見ますと、地域への浸透、住民への広がりが少なく、環境配慮行動の拡充という政策目標に結び付いていない例が多くありました。区は環境配慮行動を拡充するための制度について改めて検討した結果、誰もが気軽に楽しく取り組める、「敷居の低い、奥行き幅広い」魅力的な行動プランを区民に提供することが重要であり、また、そのようなプランを行政ではなく区民自らが企画し、運営していくことが最も有効な方法であるという結論に至った次第です。

こうした中で区は、気軽に楽しく取り組める多様な行動プランを企画し、幅広い区民に、個人レベルでの環境配慮行動の取組みを呼びかけることを目的とした「すぎなみ環境カエルくらぶ」の設立と運営を支援することといたしました。

すぎなみ環境カエルくらぶを支援する区の目的についてですが、深刻化する環境問題の解決のためには、区民と行政の協働は欠かすことができないものです。区は、区民との協働を一層進めて、環境配慮行動を広く地域に定着させるという目的で、区民が主体的に運営する環境配慮行動の推進組織「すぎなみ環境カエルくらぶ」の設立と運営を支援するものです。また、区は、同くらぶが、多様な行動プランを幅広い区民に提供することを目的に地域で活動している区民や、地域団体、環境団体と交流していくことを通して、穏やかなネットワークを構築したり、未だ組織化されていない小さなグループや個人が気軽に参加できる協働の仕組みを構築することを支援するものです。

裏面をご覧ください。すぎなみ環境カエルくらぶの活動目標や活動内容を図にしております。すぎなみ環境カエルくらぶは、環境団体、企業、行政といったこれまでの縦割りの組織の枠にとらわれない環境配慮行動の定着・拡充を第一の目標に、誰もが気軽に参加できる柔軟な組織であることを目指しています。同くらぶは、楽しく取り組める多様な環境配慮行動の実践プランを会員である区民自身が企画します。

具体的には、衣、食、住など身近なテーマを切り口に省エネ、省資源から環境美化、自然生態系の保護まで多岐多様にわたる「環境配慮行動のガイドブック」を作成したり、杉並区のグリーンマップ作成のためのすぎなみまちウォッチ、学校プールのヤゴの救出など環境配慮行動の結果が実感できるような参加型イベントを実施してまいります。また、ホームページを開設し区民に参加を呼びかけ、会員間の交流を図っていくという計画を持っております。同くらぶは、より多くの環境配慮行動実践の機会を会員に提供するために、環境団体、地域団体、まちづくり団体の環境に係るイベントを紹介し、参加を呼びかけたり、また各団体から個性的で優れた行動プランの提供を受けていく計画です。

区としては、このことは、区内で活動する環境団体の活性化を側面から支援するものと考えています。すぎなみ環境カエルくらぶのような環境配慮行動の推進組織との協働は、これまでの行政の取組みにはないものですが、環境先進都市を目指す区としては、環境配慮行動が地域に定着・拡充するまで全力で同くらぶを支援してまいります。

会長	私からは以上です。
L委員	<p>ありがとうございます。では最初に環境博覧会について、ご質問ご意見ございましたらお願いします。</p> <p>環境博覧会にかかった費用ですが、前回、全体の予算はおいくらぐらいでしょうかとお聞きしましたら、2,000万ということだったのです。実行委員会のほうに報告されているのは1,000万とちょっとで、項目も何もなくて、ただ金額だけが頭にあるので、それについてお聞きします。</p> <p>それと環境フォーラムですが、合計で300人余りの参加ということですが、非常にお金をかけて遠くからお呼びして、大きなフォーラムだったと思いますが、参加団体の中で、特に住民で活動している人たちが、実は、あの両日は自分のテントに張り付いていなければならないという状況でした。環境博覧会は、より多くの区民に呼びかける、そして皆に来てもらうためのお祭りとしては、いろいろなものをいちどきにやるということは大切なかもしれませんが、本当に杉並で問題を抱えていて、かなり突っ込んだ活動をしていて、じゃあほかの国内外の他都市はどうなのだろうか、ということを実際に関心を持って聞いて、質問もできて、今後参考にしていけるような人たちが、実は、なかなか参加しにくい時間であったと、お祭りに来てくれる区民の方々を放っぱらかして、テントを空にするわけにはいかないという状況で、ホールのほうに行ってくださいと言われてたけれど、テントを空にできないので開けませんでしたという方が、私の周りに何人もいらっしゃるの、その辺、ちょっと問題であったなと思っております。</p>
環境清掃部副参事	<p>最初の予算の話ですが、「環境博覧会すぎなみ2002」の全体の予算は2,000万で、それから1,000万という実行委員会の決算報告があったと。それは今週末に実行委員会を開きますので事前にお送りしている資料かと思えます。まず分担金ですが、実行委員会の分担金として、今回1,000万の枠を設けています。今回は規模が大変拡大いたしましたので、その費用がかかっております。その内訳は、環境博覧会すぎなみ2002の全体の企画運営をコンサルタントに委託しております。その費用やら、いま申し上げましたように規模が大きくなっていますので、それを賄うための費用で2,000万の予算を設けているものです。</p>
環境清掃部長	<p>ちょっと補足します実行委員会のほうに分担金をお渡ししたのが1,000万です。あとは、いまお話がありましたイベントのコーディネーターということでコンサルタントにお願いをしたり、区から直接支出する分は除いてあります。それは1,000万、区のほうで抱えていますが、当然全部使いきることではなくて、今回の国際環境フォーラムの経費、招聘費用等も残りの1,000万の中から出してあります。実際に実行委員会にお渡しをして、テントの設営とか、PR経費が実行委員会の経費でやっておりますが、一応区のほうで直接執行している部分がありますので、全体的には2,000万の予算の範囲内で実施をするということになっております。</p>
L委員	<p>実行委員会と別というのは、海外からの招聘とかコンサルタント代ですか。</p>
環境清掃部長	<p>はい。</p>
L委員	<p>コンサルタント代は、どのぐらいですか。</p>
環境清掃部長	<p>750万です。この中には招聘費用も入っております。招聘都市とのやり取りなど結構煩</p>

環境清掃部 副参事	<p>雑ですので、そこはコンサルにお願いしております。ですからコンサルと全体のコーディネートを含めて750万の経費がかかっております。</p> <p>いま、ご意見を頂戴いたしました「来年どういう形で他都市との交流をやるか」というのは、これから実行委員会が設置されると思います。また、そういう方々のご意見を頂戴しながら、形を決めていくようになるかと思えます。いまいただきましたご意見は、来年どういう形で他都市との交流をやるにせよ、是非参考にさせていただきたいと思えます。</p>
会長	<p>ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>私の感じですと子どもの参加というか、小さなお子さんの参加が思った以上に多く、親子連れという形で博覧会に行く姿が見られましたし、バスに乗る人たちもそういう方が多かったですね。そういう意味で、子どもの教育にすごく役立ったかなと。それにつけては、展示だとか、中身と子どもとどういうふうに合わせるのか。ただKids ISOの発表会ということではなくて、展示のほうとどういうふうリンクさせるのかが、今後考えていくイベントの中身かなと私は思いました。</p>
E委員	<p>学校のほうでは、ご承知のように総合的な学習とか、いろいろ授業等でやっているのですが、それが移された場で、ああいう場所を大事にすると有効的に使えると思えるのです。子どもたちはうんと喜んでいましたから、今後よろしくお願ひしたいなというふうに、ご意見申し上げたいと思えます。</p> <p>では、次に進めさせていただきます。「すぎなみ環境カエルくらぶ」について、資料7ですが、ご質問ご意見ありましたらお願いします。</p> <p>草の根的な方法で進めていくことに関しては大賛成ですが、例えば本年夏に行われた「東京グリーンマップづくり」は区の方はご覧になっているのでしょうか。あるいは、その内容についてヒアリングなりしておりますでしょうか。東京フォーラムは有楽町の大きな国際会議場で展示がされたり、あるいは、山手線を走る美術館という形で、これに成果品を出したり、とかという形で東京にある大学生たちがこのエコロジーに関してグリーンマップづくりをした。東京のみがグリーンマップができていなくて、ニューヨークとかほかの都市ではほとんどができていた。東京で初めてその試みが行われたということで、いろいろな大学生がそれに参加して発表の場がそういう形だったのです。これについては、何かお調べになっていますか。</p>
環境清掃部副参事 E委員	<p>申し訳ございません、調べてございません。</p> <p>いずれにしても、いま「グリーンマップづくり」は小さい子どもから、年寄りまでさまざまな形で、これに参加できる形で、同時に地域づくりにもなっていくので、是非、その辺のことを調べていただいて、もし進めるのであればワークショップ的なやり方として実際の動きがありますので、その辺を参考にされるといいかなと思いました。</p>
環境清掃部 副参事 L委員	<p>先ほどご報告したように「カエルくらぶ」の中で、是非取り組んでみたいという事由になっておりますので、調べさせていただきたいと思えます。</p> <p>「カエルくらぶ」の設立と運営支援の資料の「環境配慮行動を拡充していく、その敷居が低くて個人が気軽に参加できるように」ということで設立する」という設立の趣旨はよく分かるのですが、その裏のほうに「区民が主演、脚本、監督を務める推進組織、各</p>

	<p>環境団体、地域団体のネットワークを作って、いろいろなイベントを企画して」という、この役割が大きすぎる、広すぎるのではないか。ここまでの組織を想定すると、「あれ」という感じがするのですが、ほかの方はどうなのでしょう。</p> <p>リサイクル協会がNPO法人化するに当たって、リサイクルの問題だけではなく、環境の問題全体を対象にした団体に脱皮しようとしています。しかも、今までの区民のいろいろな環境団体のネットワーク機能といいますか、共同事務局的な性格を持ったようなものを作りましょう、ということで団体会員、個人会員を募っていこうということで進めているわけです。その場合の個人会員は正会員ですので、年会費 3,000 円と、かなり決心をした人が参加する、お金も出しますという人が正会員になります。リサイクル協会がNPO法人化した場合、その法人の正会員になろうという人と、個人で「環境カエルくらぶ」に参加しようという人は、かなり性格が違うと思います。この「カエルくらぶ」の意図は分かるのですが、その「カエルくらぶ」がここまでの事業をやってしまう大きな組織、しかも、かなり力がないとこれだけのことはできないと思うのです。そこまで「カエルくらぶ」に期待するならば、今までリサイクル協会のNPO法人化のために準備してきたものと抵触するのではないかと。</p> <p>それとは別に、区が組織するというか、全面的に支援する団体が、各団体のネットワーク、その他これだけのことをやっていくということになると、大政翼賛会的なものを危惧している方もいないわけではないということです。</p>
<p>環境清掃部 副参事</p>	<p>「環境カエルくらぶ」の最終目標は、環境配慮行動の拡充、これが最終目標であり唯一の目標です。それで環境先進都市杉並が築ければということです。そのために誰でも参加できるような、気軽に参加できるような行動プランを区民自身が企画し運営していくことは、先ほど申し上げたとおりです。区民自身がこの「カエルくらぶ」だけを企画するのではなく、できれば、他にいろいろな目的を持って、さまざまな環境活動をなさっている団体があるわけですから、そういう団体の方のイベント等をご紹介して、そちらにご参加していただく。これも1つの環境配慮行動だと考えております。そういう意味で、緩やかなネットワークを作っていければと考えた次第です。</p>
<p>F 委員</p>	<p>「緩やかなネットワーク」と書いてありますが、これは各団体それぞれ自主的に活動されている団体、これからもそういう考えがあると思うので、やはりここに書いてあります目的は区民、地域団体、環境団体の交流を通じて緩やかなネットワークということで、この表はピシッとなると思うのです。</p> <p>さらに、組織化されていない小さなグループ、個人については気軽に参加できるということで。ある部分は、そういう方々が参加する直接的な行動もあると思うのですが、主として、やはり情報連絡とか、提携とか、交流というようなことが目的だと思いますので、それにあまり区が、行政として深く入っていくことはもちろんできないと思いますが、それを作る支援も当然必要で、もしこれを作る場合、今後運営支援という具体的な方法は、例えば事務局の仕事をお手伝いするとか、あるいは補助金を出すとか、そういうようなことをお考えになっているのか。あるいは、単に精神的な面でこういうことを支援していくのか、もしお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>環境清掃部副参事</p>	<p>区の支援の具体的な形ですが、やはり、この「カエルくらぶ」は区民の方々の手で立</p>

会長	<p>ち上がったばかりですので、事務局機能を当面しっかりするまでしていきたいなど。また「環境カエルくらぶ」は財政的にも自立することを目指さなければなりません。財政的自立をするまで、やはり財政的な支援をしていかなければならないのではないかと区は考えております。</p> <p>ほかにはいかがでしょうか。この件については、いま言われた連携とか、役割とか、目的とか、支援の中身とか、既存のものとどういふふうにつなげられるのとか、いろいろ疑問点をお持ちなのはよく分かりますので、次回に回させていただきたいと思います。またご意見を次回にいただければと思います。</p>
公園緑地課長	<p>それでは時間の関係もありますから、「一定規模以上に開発等に関する報告」ということで資料が4点ほど用意されておりますが、これを先にお願ひし、あと、「環境基本計画」の部分についてお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは私のほうから手短かに報告させていただきます。敷地 3,000 平方メートル以上の建物の建設に伴う緑化計画は今回4件あります。1件目は、お手元の資料-10 をご覧ください。「(仮称)高井戸N2プロジェクト新築工事」です。所在地、敷地面積、建築面積等は記載のとおりです。基準緑地面積は72.31、計画緑地面積が398 と大きく上回っています。接道部についても基準を上回った計画になっています。緑化調整基準による基準樹木本数と計画樹木本数についても、どれをとりましたも基準を上回った計画になっています。</p> <p>「特記」として、既存の木が13本ありますが、そのうちの9本を残すという計画になっています。処理経過は記載のとおりです。建物については、地上13階建の共同住宅、いわゆるマンションです。場所等については裏面をご覧ください。環八に沿った所です。緑化計画の平面図については次のペーパーをご覧ください。緑色に塗られている部分が今回緑化をする場所です。</p> <p>続きまして資料-11 をご覧ください。「(宗)慈宏寺増築工事に係る緑化計画」です。所在地は宮前3丁目です。このお寺さんについては既存の樹木がかなりあり、それを見ますと基準を上回ることでありますので、改めて基準本数計算は不要ということです。場所は裏面をご覧ください。五日市街道に沿った所です。平面図は次の頁で、緑色に塗られている所が既存樹の樹林地です。</p> <p>続きまして資料-12 をご覧ください。「杉並区立高円寺中学校屋内運動場改築工事」です。平たく言えば体育館の改築です。これは既存の学校ですので樹木を植える部分が限られているということですが、高木は131本で基準を大きく上回っています。中木と低木は基準に満たしていない。しかしながら、この高木を中木と低木の不足分としてカウントしました。場所は環状7号線と中央線が交差した角です。中央線から見える学校で、体育館の建て替えて、ここに書いていませんが北側の壁面の一部に壁面緑化を考えていきたいということでは計画中です。</p> <p>続いて資料-13 をご覧ください。「久我山1丁目マンション新築工事に係る緑化計画」です。久我山1丁目5番で、敷地面積、建築面積等は記載のとおりです。基準緑地面積についても計画のほうが上回っており、接道部緑化についても計画のほうが上回っております。そのほか基準樹木本数、計画樹木本数等についても、記載のとおり基準を上回</p>

	<p>った計画になっています。地上4階、地下1階のマンションです。場所は、裏面に記載の場所です。平面的には、次頁にありますように中庭があって、建物の外四部に植栽されています。</p>
<p>会長</p>	<p>私からは以上です。</p> <p>資料-10について、ご質問、ご意見ございますか。ございませんか。</p> <p>資料-11の慈宏寺増築工事については、いかがでしょうか。ございませんか。それでは資料-12の高円寺中学の関係はいかがでしょうか。</p>
<p>L委員 公園緑地課長</p>	<p>接道部の緑化が基準よりも少ないのですが。</p> <p>接道部が今の状況では基準よりも少ないので、今後どうしていくか、ということは教育委員会のほうとも話をしております。ただ、いまの段階では少なくなっていますので、先ほどお話をしたように新しく建てる体育館の壁面の緑化とか、そういうことで工夫してもらえないか、という話を今しております。ちなみに、この体育館は耐震上問題があるということで建て替えるものです。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、資料-13の久我山のマンションはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは一定規模以上の開発等に関しては、ご報告を受けたということにいたします。</p> <p>では、残されました議題が2つあります。「平成14年度杉並・わがまちクリーン大作戦の実施結果」。それから、「環境基本計画の改定(素案)について」です。環境課長からお願いします。</p>
<p>環境課長</p>	<p>それでは、初めに「平成14年度杉並・わがまちクリーン大作戦の実施結果」ですが、資料-8をご覧ください。今年度については3年目になりますが、10月7日から13日の1週間を中核の期間として、先ごろいただいた企画が11月末に終わり、全ての企画が終了いたしました。その結果は、ご覧いただく表のとおりですが、参加人員は昨年を1,200名余り上回る1万1,364名です。またごみの収集状況は表の記載のとおりです。町会、それから商店会、環境団体をはじめとするいろいろな地域団体がこぞってご参加いただきまして、毎回1万人規模の区民の皆様の参加をいただいて、こういう清掃といいますが、クリーン大作戦ができるということは大変勇気付けられています。</p> <p>1枚めくりますと今回のクリーン大作戦の結果の実施場所を杉並区図にスポットをしてありますが、ご覧いただきますように、ほぼ区全域でこういう運動が展開されているということです。最初20世紀、世紀の大掃除ということで始まった事業ですが、こういうご参加をいただいて私どもやめることができなくなったという状況で、ご賛同いただける限りは続けてまいりたいと考えております。クリーン大作戦については以上です。</p> <p>続きまして、「環境基本計画改定(素案)について」です。資料-9をご覧ください。環境基本計画の改定の素案については、素案がなった時期に、ちょうど折りよく環境審議会の開催がありませんでしたので、大変恐縮ですが郵送で皆様にご送らせていただいたところです。その後、10月に区議会の都市環境委員会にご報告をし、素案について公表し区民の皆様からご意見をいただく期間に入ったということです。</p> <p>ご覧いただいている資料の「記」書きの下にありますように、まず区のホームページに電子掲示板を開設し、10月21日からこの素案の全文と意見を書き込んでいただくため</p>

	<p>の掲示板を作りました。また、『広報すぎなみ』では10月21日号に概要を掲載しております。住民説明会は11月7日（木）、午後6時30分から杉並区立産業商工会館で開催しました。人数はそれほどではありませんでしたが、19名のご参加をいただきまして、この素案をご説明し、ご意見をいただいております。こういう手段によりまして11月29日までにご意見をいただきたい、ということをお願いをしておりましたが、1枚めくっていただきまして「区民意見一覧」ということで、これはいろいろな整理の仕方があると思いますが、ここでは受付方法別に、そして、ほぼいただいた順に整理をしております。全部で81項目あります。1人で複数のご意見をいただいている方もおりますので、イコール人数ということではありませんが、こういう項目についてさまざまなご意見をいただきました。</p> <p>内容についても、各章、特に4章の中での基本目標別、5つの基本目標がありますが、この別で見てもそれぞれ、満遍なくといいますか、ご意見をいただいております。これを十分参考にさせていただきながら、今後環境基本計画を確定してまいりたいと考えております。一読していただいたかと思いますが、本日ご意見を賜れば幸いですので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、今日お手元にご用意ない方はご用意をしておりますので、ちょっと手を挙げていただければお届けいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。では、最初に資料－8について、ご質問ご意見をお願いします。よろしいでしょうか。</p>
F委員	<p>それでは、資料－9の環境基本計画の改定（素案）について、ご質問、ご意見はございますか。</p>
F委員	<p>おそらく、この34～38番までは私がお送りしたものだと思います。34番に「イルミネーション、ライトアップの縮小・廃止の検討」ということを書いたのですが、これはエネルギーの節約等の関係を考えて場合に、いま、クリスマスが近づきますと全国的にイルミネーションのライトアップが行われております。前回の石油ショックのとき、省エネルギーということでイルミネーションを廃止したのですが、このほどまた戻っています。私は行政に「廃止」と強く申し上げられないのですが、12月末になって、あっちこっちでさらにイルミネーションが盛んになるということについては、やはりある段階で検討しなければならない、ということをお願いしたものです。この基本計画ですぐ取り上げていただくという意味ではないのですが、問題提起の意味で書いたものです。</p>
会長	<p>ほかにごありますか。</p>
環境課長	<p>改定の（素案）については、冊子を基にして逐次のご説明ができなくて申し訳なかったと思いますが、夏に答申をいただき、その後こういう形で一応素案を策定しました。いまご覧いただいたようなご意見を参考に今後確定をしていきますので、全般的なご感想とか、方向付けでも結構ですので、少しでも書いていただけると大変有難いと思っております。</p>
Q委員	<p>私から感想を述べさせていただきます。1つは水質汚濁調査の中に、やはり杉並区の中心を流れる善福寺川の最大唯一の汚染は下水道の溢流であります。その意味では是非、水質調査項目にこの件を加えていただきたい。雨が降ったときの水質がどうなるかを明</p>

G委員	<p>らかにしていただきたい。これは時間帯とか、雨の降り方によってかなり影響を受けます。全国各地の調査結果はありますが、杉並はどうなのか。これは非常に大事なことだと思います。</p> <p>もう1つは、みどりの問題です。屋敷林の減少を非常に深刻に考えておりますが、これを税制的な面で何かうまく取り込む、具体化はできないものか。相続の度に失われる現象があります。</p> <p>または、「みどりのネットワーク」が謳われておりますが、これを具体的にアクションをどう起こすのかということで、もっと先が見えるような形がほしいと思っています。</p> <p>「魅力的発展が可能なまちをつくる」という所、循環型社会を目指す取組みという16ページの所で「3つのR」という言葉が出てきます。前の検討委員会のときにも申し上げたのですが、3つのR「リデュース」「リユース」「リサイクル」という言葉がありますが、このリサイクルという言葉が3つのRで言う場合には、資源に戻して何かものをつくるという、そのための資源化するという、そういう意味合いがあるわけです。そういうリサイクルという言葉と、21頁に出てきます「ごみのリサイクル・減量化」というときに使っているリサイクル。それから、区民の囲みの中にある「リサイクルできるものは自らリサイクルする」というこのリサイクルの言葉の使い方。私たちは「自らは資源にして」ということはできないわけですから、ちょっと単語の使い方を、できるだけ混乱が起らないような。ごみのことをいっているのか、資源を分別することをいっているのか、リユースすることをいっているのか、ごみの発生することを抑制することをいっているのか、その辺がちょっと曖昧で分かりづらいと、私は全体を通して循環型社会を目指す取組み、それと、私たち「4つの挑戦」の中にある「1人、1日当たりのごみ量を23区で最少にします」という中にもリサイクルとか、ごみとか、資源とかという言葉が出てくるのですが、この言葉は何を意味しているというのをはっきりさせた上で書くといいと思います。</p> <p>そこまでと思われるかもしれませんが、私は小学校で子ども達に話をするとき、これがとてもネックになります。「リサイクルっていうのはね」と言って説明した言葉が、大人の社会では、リサイクルは違う言葉で使われているという現状がありますので、その辺はこれから子どもたちに向けての基本計画ですから、統一した見解で言葉を使っていたら有難いと思います。</p> <p>もう1つは、「23区で最小にして20%の削減を目指します」とあります。それにしては何か今までとは違う大きな目玉はここには出てきていないのですが、それはこれからの課題と理解しているのですか。ここにもう盛り込まれていると思っていいのでしょうか。</p>
環境課長 清掃管理課長	<p>要するに減量のための道すじという意味ですね、具体的なということで。</p> <p>いまこの環境基本計画を作っておりますが、ほぼ同時に杉並区の清掃事業の指針となります一般廃棄物の処理基本計画をいま見直している最中です。ですから、いまのご質問に対しては、具体的なごみ減量の新たな取組みといたしまして、それは一廃の基本計画の中で盛り込むつもりでいま検討中です。また、一廃の企画の素案も来年には姿を現わしますので、次回のこの場でも一廃の企画素案もお示ししたいと思っております。</p>

<p>会長</p>	<p>いまのごみの問題は、G委員が言われるように子どもにも分かるようにというか、全体の図解というか、フローとか、何かそういうのがあって、そうすると区民の役割とか、企業の役割とか、そういうのが大よそ分かってくる、主体がどこかという。それでリサイクルというのはこういう意味だというのが。何か図解の本があると分かりやすいですね、全体を通してという意味で。そうすると概念がはっきりしてくるかもしれない。</p>
<p>環境清掃部長</p>	<p>それはちょっと工夫してみたいと思います。実は月に一遍ぐらい朝放送するのですが、カタカナ用語が氾濫していると、もう少し大和言葉をはっきり使いなさいという話があったのです。ですから、このリサイクルもいまG委員が言われたように、いろいろな意味合いで使っていますので、例えば再資源化とか、再利用とか、日本語が使えるところははっきり日本語を使ったほうが理解しやすいということがあるかと思っておりますので、その辺は少し工夫をして、図解等も含めて考えてみたいと思っております。</p>
<p>G委員</p>	<p>資源はごみではないという意識が最近かなり出てきていますので、ごみの分別徹底というのは、可燃ごみと不燃ごみの分別を言っているのか。それとも、その中に資源を分別することも入っているのか、その辺もちょっとややこしいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>大事な件ですので工夫していただけたらよろしいかと思っております。ほかにはございませんか。</p>
<p>C委員</p>	<p>今回はかなり説明会をされたり、またファックスとかインターネットを通じてという意見もあったと思います。これを作った後、いかに見ていただくかというのは大変重要です。これをパッと見たときに、事前にご説明をいただかないとよく分からない。多分、これを開くとリンクしているのですね、これが。こういったことを少し改善してやっていかないといけないのではないかと思います。以前に比べて目標がかなりはっきり設定されています。これも今まで杉並区がやった調査結果を基に目標数値が設定されているのですが、ハードルが低すぎてもいけないでしょうし、高すぎてもその目標が設定できないでしょうし、この目標をある程度高く持って皆さんに取り組んでいただくためには、やはり1人ひとりが環境に配慮した行動をとらなければいけないということがあるわけですから、まず分かりやすく、誰もが見やすいようになっていただければ、というのが大卒の感想としてあります。</p>
<p>会長 環境課長</p>	<p>概要版などの工夫はあるのですか。</p> <p>素案ということと、この段階で素案とは言っても内容的には、ほぼ基本的な枠組みは揃った形でお示しをしたいと思っていたのです。いまご指摘があったように4章については右頁と左頁がセットになっております。左頁で各主体の役割分担を例示して、そのうち行政の具体的な取組みを右頁でお示するという形になっています。そういう説明はあるのですが開いていただくと、ここが一体になっているというのが、いまひとつレイアウト的に訴求力が弱いということがありますので、最終的に工夫は、今後確定までの間にいろいろと工夫をしていきたいと思っております。</p> <p>先ほどG委員からあったリサイクル、あるいは分別というときの言葉の定義ですが、リサイクルを定義し直すことはちょっと考えていませんでした。今回ご指摘もいただきましたし、分別というときに、ごみの分別、あるいは、ごみと資源の分別と言ったときに、広い意味ではごみの中から資源となるべきものを分別するという考え方だとすれば、</p>

	<p>その前は一緒くたにごみに見えていたものの中から分別するという意味もありますので、その辺り、当初から用語辞典のようなものは作りたいと思っていました。そういうものもちょっと織り込ませていただいて、最終的に分かりやすく見やすいものにしていきたいと思います。</p> <p>あと、概要版といいますか、エッセンスを分かりやすくお示しするため、形としてはパンフレットに近いものになるかもしれませんが、そのようなものも作ってまいりたいと思っております。</p>
<p>Ⅰ委員 環境課長</p>	<p>「現状、目標値、達成年度等調整中」というのは、まだ入らないわけですか。</p> <p>この時点は10月の時点ですので、調整中という中でも調整を引き続き進めています。今日の段階で、ここの所はこういうふうになりましたというのは逐一申し上げませんが、いずれにしても確定までの間に、出来る限り具体的な数字を入れていくということになります。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにご覧いませんか。ではよろしゅうございますか。</p> <p>どうもありがとうございました。時間もまいりましたが本日予定されました議事は、これですべて、ワンランド終わらせていただきました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>では、次回の日程等を含めて、「その他」ということで事務局のほうから、よろしくお願いいいたします。</p>
<p>環境清掃部長</p>	<p>私から2点お話をさせていただきます。1つは、この環境審議会と、あと、環境清掃部では清掃審議会という附属機関、2つの附属機関を抱えているわけです。いまも環境基本計画の論議の中で、清掃に係わる部分はこちらの審議会ではたくさん出てくると思います。清掃審議会の中では、ほかの分野についてはあまり出てきませんが、例えば中継所の問題などはこちらと関係すると思いますので、2つの審議会と同じような内容についていろいろご意見を頂戴するという機会が大変多いと思っております。</p> <p>清掃審議会のほうは、この10月に第2期目の審議会がスタートしたわけですが、そのときに私のほうから清掃審議会と環境審議会の、場合によれば統合といいましょうか、一緒に審議できるような状況も必要ではないかということで、これは検討事項ですというお話をさせていただきました。</p> <p>この環境審議会は来年の7月まで任期がありますので、来年の7月、次の審議会をどういう形でやるか。この環境審議会と清掃審議会を場合によれば統合ということも視野に入れて、この間検討させていただきたいと思っています。審議は清掃も含めた分野のことについて、中身の濃い審議をしていただくということで良い方法を検討していきたいということです。ここについては時間をとってご意見を頂戴したいと思っています。</p> <p>2点目は、先ほど清掃管理課長からちょっとお話をいたしました「一般廃棄物の処理基本計画」です。いまこちらの環境基本計画と同時平行的にというか、若干遅れ気味に一般廃棄物の処理基本計画の策定の準備を進めております。清掃審議会のほうのご意見を頂戴をしてということなのですが、今日もいろいろご意見が出てまいりましたので素案ができた段階で、1月にこの審議会を開いていただくようになるかと思いますが、その前に素案ができましたら、素案の段階で各委員さんのほうにお送りをして、ご意見を頂戴できるような機会をつくりたいと思っておりますので、ひとつその節はよろしくお</p>

環境課長	<p>願いたいと思っております。</p> <p>次回の日程ですが、大変恐縮ですが正副会長さんにもご相談いたしまして、あと2月は予算を審議していただく議会がありまして、ちょっと役所のほうも会議室等が立て込んでおりますので、1月24日(金)午前中ということでお願いをしたいと思います。時間と場所については、後ほどご通知を申し上げますので、よろしくお願ひします。なお、今年度1月の次は3月の後半になろうかと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。</p>
F 委員	<p>時間がきてしまいましたが、その他の発言でお許しいただきたいと思ひます。前回の議論の中で、ポイ捨て条例のことについて何かご意見があったかと思ひます。確かにポイ捨て条例で効果があつて、たばこのポイ捨てはなくなったのですが、依然として私のほうの近所ではケヤキの落葉がいっぱい落ちてゐる所にたばこを投げていくようなことがあります。千代田区その他では罰則を設けてゐるということもありますので、この条例を作るときに罰則云々についてもあつたのですが、罰則にいかないまでも1年に1遍ぐらいキャンペーン的に、たばこのポイ捨ては杉並区は許さないのだというようなこともやつていいのではないかと、ということを一つ申し上げたいと思ひます。</p> <p>もう1点は京王井の頭線沿線の落書きの問題です。特に三鷹から杉並に入りますと京王線沿線の民家のブロックとかに相当大きな落書きが書かれてゐます。これを放置して置たらますます増えてしまふと思ひますので、落書きについてもこういった条例の中で禁止させることになっておると思ひますので、自分の家に落書きをされた場合は消すのが大変なんです。行政が関与できるかということもありますが、このまま放置しておくということになりますと、折角の住宅地が汚くなつてしまふと思ひますので、この辺についても是非お考へいただきたいと思ひます。以上の2点でございます。</p>
環境課長	<p>いまのご意見については検討させていただきたいと思ひます。ただ、基本的に罰則というのが、できれば最小限度であればよろしいなと思つてはゐるのですが、いろいろと時代の変化もありますので引き続き検討させていただきます。</p>
会長	<p>では、これをもちまして第10回の杉並区環境審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。</p>